

1. 役員報酬について

役員報酬については、役員報酬等規程に定められております。

(目的)

第1条 この規程は、福岡県信用保証協会の理事および監事（以下「役員」という。）の報酬ならびに賞与等に関して必要な事項を定める。

(常勤役員の報酬)

第2条 常勤役員の報酬は、理事会において承認を得た額の範囲内で会長が定める。

(賞与等)

第3条 常勤役員の賞与および通勤手当は、職員の給与規程に準じて支給する。

(非常勤役員の報酬)

第4条 非常勤役員の報酬は、年額10万円とし、年2回（1月、7月）支給する。

附 則

この規程は、平成22年3月4日から施行する。

2. 役員退職給与規定について

常勤役員の退職金については、役員退職給与規定に定められております。

第1条 常勤役員が退任又は死亡したときの退職金は、この規程の定めるところにより支給する。

第2条 この規程に基づく退職金は、本人に支給する。ただし、本人死亡の場合は、その遺族に支給する。

第3条 常勤役員の退職金は、退任時の報酬月額に在任月数を乗じた額の100分の35とする。

ただし、公務員を定年又は勸奨により退職して、常勤役員に就任したもののについては、支給しないものとする。

2 在任月数の計算は、常勤役員となった日の属する月から退任した日の属する月までの月数とする。

附 則

この規程は、昭和46年3月31日から施行する。

附 則

- 1 この規程は、昭和55年4月1日から施行し、第3条の規程は、昭和54年4月1日から適用する。
- 2 第3条の規程は、昭和54年4月1日以前に任命された役員については、同日前までの就任期間に限り適用せず、なお改正前の規定による。
- 3 第3条第1項の規程は、平成9年5月16日から施行し、平成9年4月1日から適用する。
- 4 第3条第1項の規定は、平成14年3月27日から施行し、平成13年4月1日から適用する。